身近な議会を目指して

# 村上市議会の手引書

村上市議会では、平成23年9月に「村上市議会基本条例」を制定し、議会の活性化を図り、議会改革を推進することにより、市政発展のため取り組んでいます。

これらの取り組みを市民の皆さんにお知らせし、議会を身近なものに感じていただくため、「手引書」を作成しました。

# 市議会の役割

私たちが住んでいる村上市を住みよいまちにしていくためには、道路、下水道などの生活環境を整備したり、医療、福祉、教育などの公的サービスの充実を図っていく必要があります。そのためには、財源の問題や実施体制、ルールづくりといったさまざまな課題を解決していくことが必要です。

このような課題を解決していくためには、本来であれば、市民の皆さんが集まり、話し合うことが大切ですが、現実的には、市民全員（約５万人）が集まって話し合うことは大変困難ですので、市長と市議会議員を選挙で選び（二元代表制）、その人たちが市民の代表となって住みよいまちにしていくための方策や課題について話し合い、みんなの願いを実現しようとしています。

その話し合いが行われる大切な機関が、市議会です。

# 市民と市議会、市長の関係

市　　民

選　　挙

相談・要望

選　　挙

相談・要望

**両者は、最終的に市民の生活と福祉の向上のために市政を担っています。**

市議会（議事機関）

市の決まり（条例）やお金の使い方（予算）などを提案

・提案された内容についての賛否を決定
・市民のための政策を提案

市長（執行機関）

# 市議会 Q&A

村上市議会とは？

村上市に住んでいる人の中から選ばれた代表者（議員）が皆さんの暮らしを良くするために必要なことを、市長と話し合いながら決めるところです。

議員はどうやって選ぶの？

議員は4年ごとに選挙で選ばれます。議員には25歳からなれます。また、18歳から議員を選挙で選ぶことができます。

# 市議会 Q&A

村上市議会議員の
年齢構成は？

議員は何人いるの？

平均年齢は６６歳で、全国平均の５８歳より高くなっています。

◆議員の年代別人数（令和６年４月１日現在）

| 年 代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 |
|---|---|---|---|---|
| 人 数 | 1人 | 2人 | 12人 | 5人 |

２０人です。議員の定数は条例で決められています。

◆議員定数の推移（本市人口は各年４月１日現在）

| 時　　期 | H20年４月～ | H24年4月～ | R2年4月～ | R6年4月～ |
|---|---|---|---|---|
| 議員定数 | 30人 | 26人 | 22人 | 20人 |
| 本市人口 | 70,019人 | 66,613人 | 58,827人 | 54,275人 |

# 市議会 Q&A

どんな仕事をしているの？

市議会にはたくさんの仕事があります。
主なものは次の５つです。

① 市の決まり（条例）を決めます。

② 市の仕事をするために必要なお金の使い方（予算）を決めます。
また、そのお金が正しく使われたかどうか（決算）を調べます。

③ 市の仕事が市民のために行われているかどうかを調べます。

④ 国や新潟県に対して、こうして欲しいという意見を出します。

⑤ 副市長など、大切な役職につく人を市長が決めるときに賛成か反対かを決めます。

# 市議会 Q&A

議員は報酬（給料）をいくらもらっているの？

議　長　376,900円
副議長　309,700円
議　員　286,600円
報酬のほかに年２回期末手当（２カ月相当）が支給されます。

仕事を持っている人も議員になれるの？

なれます。市議会議員には、公務員との兼職の禁止など一定の制約はありますが、村上市議会でも、議員以外の仕事をしている人はいます。

# 本会議の流れ

## ①　本会議開会

本会議は議場で開催され、市議会の意思を決定する会議です。
市長や議員から村上市にとって必要なことが提案されますので、議員たちは提出された議案をしっかりと審議します。

３、６、９、12月の年４回定例会を開催しています。
その他にも必要に応じて臨時会を開催することがあります。

# 本会議の流れ

## ②　一般質問

議員は、普段市民の皆さんから寄せられるさまざまな意見や要望などを踏まえ、「市民の代表」として市政に対して質問を行います。

# 本会議の流れ

## ③　常任委員会

議案を分野ごとに振り分け、各常任委員会で効率的に審査します。
村上市議会では、総務文教、市民厚生、経済建設、一般会計予算決算の
４つの常任委員会が設置されています。

委員会では、本会議よりも
詳細な説明を求めよう！

# 本会議の流れ

## ④　本会議での採決

常任委員会での審査結果の報告、討論の後、議案に対して、議長を除く１９人の議員が賛成、反対の採決を行います。

可決されました！

今後は、事業の進捗や成果をチェックしていこう！！

# 市民の声を届けるために

市民の声を聴くことは大切な仕事ですので、常に議員は、市民の皆さんからの相談や要望を受けています。

多岐にわたる相談に応えるため、また市政に対して的確な質問を行うためには、さまざまな法律や条例の知識が必要になります。

議員は議会の場以外でも、市民の皆さんの声に応えるために市役所担当部署へ問い合わせを行ったり要望を伝えたりします。

# 委員会の仕事

議案を分野ごとに振り分け、効率的に審査するため、常任委員会を設置しています。そのほかに議会運営委員会なども設置しています。

市長（執行機関）

A議案 B議案 C議案 D議案

E議案 F議案 補正予算

議案上程

市議会（議事機関）

委員会へ付託

- 総務文教
- 市民厚生
- 経済建設
- 予算決算

# 委員会の仕事

議案を分野ごとに振り分け、効率的に審査するため、常任委員会を設置しています。そのほかに議会運営委員会なども設置しています。

市長（執行機関）

議案上程

市議会（議事機関）

委員会へ付託

- 総務文教
  - A議案
  - E議案
- 市民厚生
  - B議案
  - D議案
- 経済建設
  - C議案
  - F議案
- 予算決算
  - 補正予算

# 委員会の仕事

村上市議会には４つの常任委員会を設置しています。

**総務文教常任委員会**

議会事務局、総務課、財政課、企画戦略課、会計管理者、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会および教育委員会の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属さない事項を担当します。

**市民厚生常任委員会**

税務課、市民課、環境課、保健医療課、介護高齢課、福祉課、こども課および社会福祉事務所の所管に関する事項を担当します。

**経済建設常任委員会**

農林水産課、地域経済振興課、観光課、農業委員会、建設課、都市計画課および上下水道課の所管に関する事項を担当します。

**一般会計予算決算常任委員会**

一般会計の予算と決算を担当します。

# 委員会の仕事

## 議会運営委員会

　議会の運営に関することや議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項を調査・研究し、議会運営のスムーズな進め方を検討します。

## 特別委員会

　市の特に重要な問題や複数の委員会にまたがるような問題があった時に、期間を決めて話し合うために特別委員会がつくられます。

　現在、議会広報特別委員会、議会改革調査特別委員会、村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員会などが設置されています。

# 市議会の権限

市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、地方自治法などに基づき、次のような権限を持っています。

**議 決 権**

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、市の重要な財産の取得または処分等の決定をします。
（地方自治法第96条）

**選 挙 権**

市議会の議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。
（地方自治法第97条、第103条、第118条、第182条）

**同 意 権**

市長が副市長、監査委員、教育委員会委員などを任命するとき議会の同意を与える権限です。
（地方自治法第163条、第196条第１項など）

# 市議会の権限

**検査権および監査請求権**

市の事務の執行状況について書類などにより検査し、監査委員に監査を請求することができます。（地方自治法第98条）

**調 査 権**

市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。
（地方自治法第100条第１項～同条第11項、第100条の２）

**意見書提出権**

市の公益に関する事務について、国会や関係行政庁、県などに対して意見書を提出することができます。（地方自治法第99条）

**自 律 権**

議会の独立性と自主性を確保するために議会内部の事柄については、自ら決めることができます。
（地方自治法第103条～第108条、第120条、第126条～第137条など）

# 議会に参加する

## 選挙で参加する

　市議会の議員は、住民によって直接選挙で選ばれます。選挙は市民が政治に参加し、市民の生活や村上市を良くするために、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

　ぜひ議員候補者の政策や考えを把握し、大切な選挙に参加願います。

選挙権は、日本国民で満18歳以上であり、引き続き３ヵ月以上、その市に住所のある人が持っています。

また、被選挙権は、その選挙権があり、年齢が満25歳以上の人が持っています。

# 議会に参加する

## 議会と直接意見交換ができます

　市民の皆さんのさまざまな意見を聴くため、「市民と議会との懇談会」を定期的に開催しています。その開催方法や内容については、毎年検討し募集をしていますので、皆さんのお申し込みをお待ちしております。

〈開催趣旨〉
議会基本条例第7条および第8条に基づき、市民参画および協働を積極的に推進する観点から、市民との意見交換や議会からの情報提供を行う。

# 議会に参加する

## 請願・陳情ができます

市民の皆さんは、市議会に対し、市政への要望や意見または国・県などに対して要請してもらいたいことを「請願」・「陳情」という形で、文書で提出することができます。

### 請　願

請願権は、国民の基本的人権の一つとして憲法第16条に規定されている権利であり、市議会に請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、紹介議員が１人以上必要になります。

### 陳　情

陳情の提出に係る法的根拠はなく、紹介議員の必要はありません。なお、陳情書は議会本会議には付託されませんが、請願書と同等の取り扱いをしています。

# 議会に参加する

## 請願の流れ

子育てしやすい環境のために医療費の無償化が必要だわ

議員へ相談し、賛同してくれる議員から署名をもらいます。
請願書は議会事務局へ提出します。

担当する常任委員会で審査し、委員会として「採択」か「不採択」かの結果を出します。

本会議において、議員全員で結果を出します。
結果により、国などに意見書を提出します。

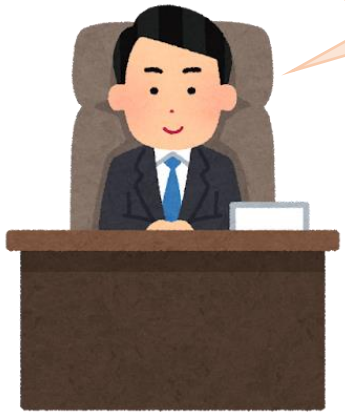

採択されました！

# 議会情報を見る

## 本会議や委員会の傍聴

本会議を傍聴される際は、市役所本庁舎５階の議場傍聴席に設置してある受付票に、住所・氏名などを記入してください。また、委員会の傍聴は委員長の許可が必要になりますので、傍聴を希望される場合は、事前にご連絡ください。ぜひ本会議や委員会の傍聴においでください。

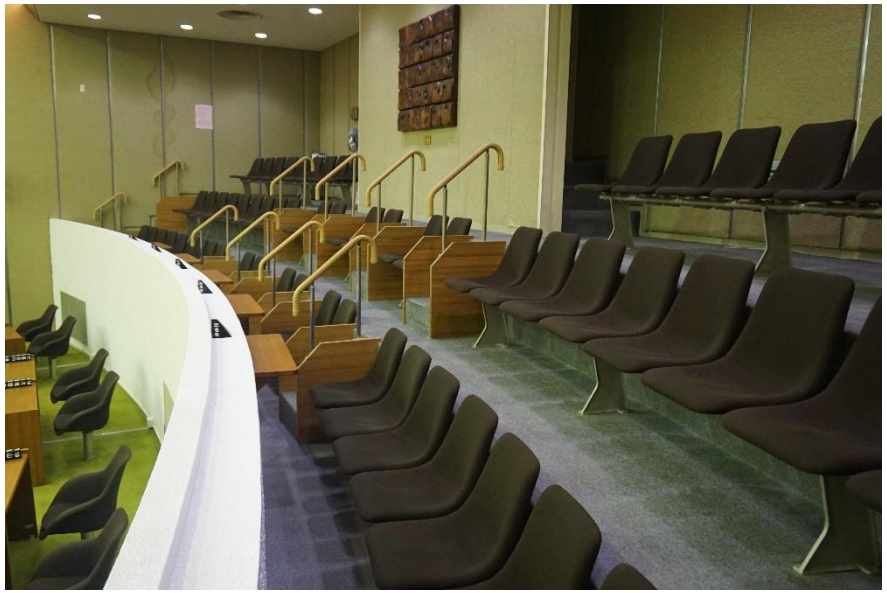

# 議会情報を見る

## むらかみ市議会だより

　議会広報特別委員会で編集のもと「むらかみ市議会だより」を年４回を発行し、全世帯に配布しています。

　市議会定例会での会議の内容や議案等に対する議員の賛否の状況、その他議会の活動内容などをお知らせしています。

# 議会情報を見る

## 村上市議会ホームページ

　ホームページでは、新着情報、議会の活動、議員紹介、議会日程など、さまざまな情報を掲載しています。

　検索エンジンに「村上市議会」と入力し、検索してください。

# 議会情報を見る

## 村上市議会映像配信

　村上市議会では、インターネットによる本会議の生中継を配信しています。また、生中継終了後おおむね5日（土、日、祝日を除く）には、録画中継の視聴が可能となります。

　これは、開かれた議会を推進する取り組みの一環として、議会を傍聴することのできない方々の利便性の向上と、積極的な情報公開・情報提供を行うものです。

　議場の傍聴席からは議員の後ろ姿しか見えませんが、議会中継では、質疑中に見せる議員の真剣な表情など、白熱した議論の様子がご覧いただけます。パソコンやスマートフォンで、ぜひご視聴ください。

# 村上市議会の議場

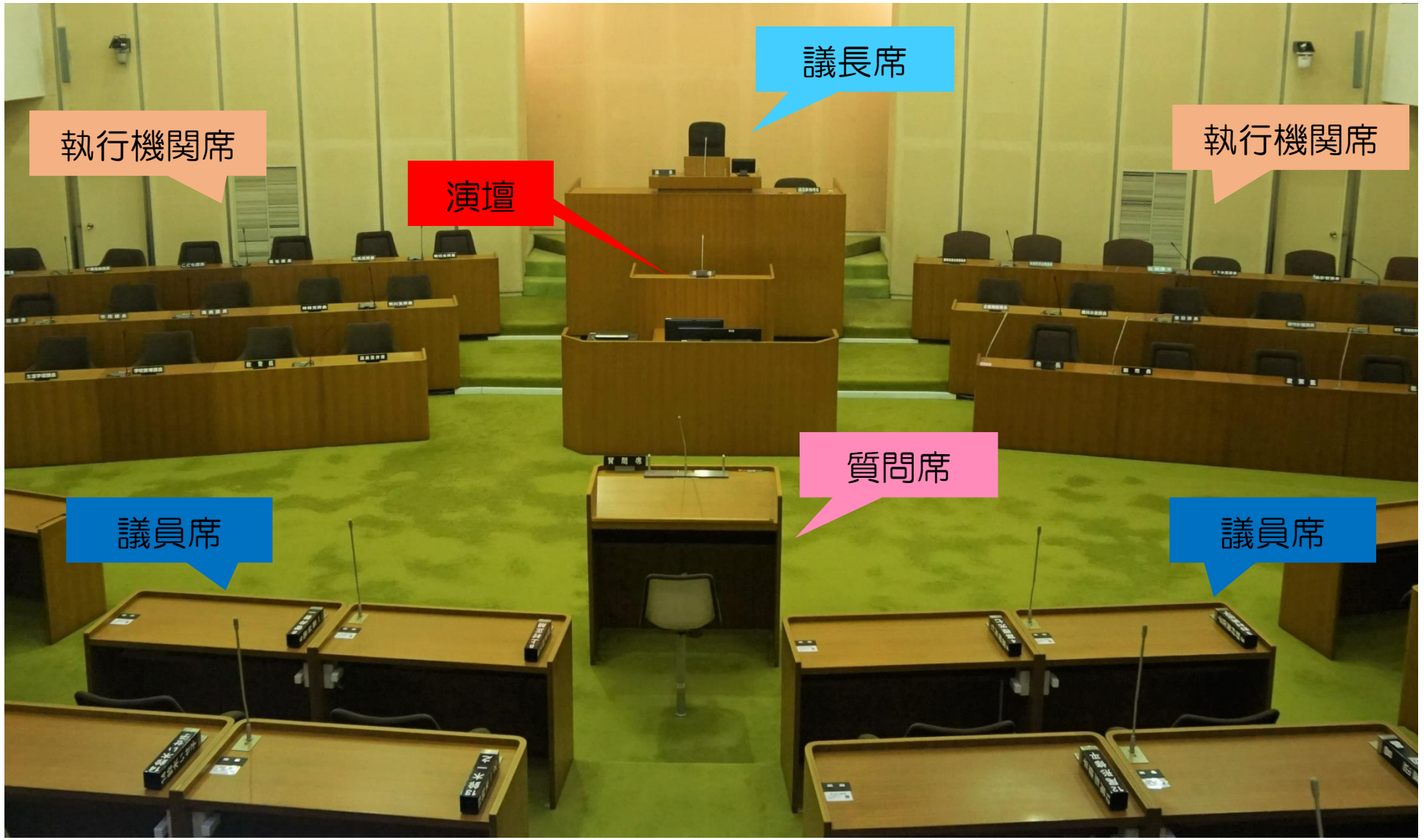

# 村上市議会の議場

# 議会で使う言葉

| あ行 | |
|---|---|
| 案件 | 処理または調査をすべき事柄、議題となる問題を包括したもの。 |
| 一般質問 | 議員が村上市の行政全般にわたり、市長（執行機関）に対して、事務の状況および将来に対する方針等について質問するもの。制限時間があり、執行機関側の答弁も含めて最大50分となっている。 |
| 委員会 | 議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査・調査機関として設けられている。（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会など） |
| **か行** | |
| 開会 | 所定数の議員が参集し、議会を開き法的に活動できる状態にすること。 |
| 会期 | 議会が議会として法的に活動できる期間のこと。この会期は、本会議初日に議長が会議に諮って決定する。 |

# 議会で使う言葉

| か行 | |
|---|---|
| 会議録 | 会議が開かれた日時、出席議員の氏名、議題となったことがら、議員の発言内容などといった議会の会議の模様を記録した公文書である。 |
| 会議録署名議員 | 会議録に議長と共に署名する者として、議会で指名された議員のこと。 |
| 会派 | 議会活動を行うため、同一の理念を共有する議員をもって結成された団体をいう。本市の場合、会派の結成には、2人以上の構成議員が必要である。 |
| 会派代表者会議 | 会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議または調整することを目的として地方自治法の規定により、会議規則で定める協議の場のこと。構成員は議長、副議長および各会派から選出された議員またはその代理者で、招集権者は議長である。 |

# 議会で使う言葉

| か行 | |
|---|---|
| 議案 | 議会の議決を要する案件のことで、議案は市長から提案されるものと議員が提案するものがある。 |
| 議決 | 表決（個々の議員の案件に対する賛否の意思表示）の結果得られた議会の意思決定のこと。 |
| 議事日程 | 議長が議事整理権に基づいて定めるその日の会議の順序表のこと。 |
| 議長 | 議長は議員の中から選挙で選ばれる。議長は議会を代表して中立公正な職務の遂行に努め、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行う。 |
| 休会 | 会期中に本会議の活動を休止すること。 |

# 議会で使う言葉

| か行 | |
|---|---|
| 決議 | 議会の意思決定行為で、政治的効果あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由からなされる議決のこと。 |
| **さ行** | |
| 採決 | 議長が出席議員に対し、賛否の意思表示を求め、その意思表示を集計すること。（表決を議長の側から見た用語） |
| 採択 | 請願の内容について、議会として賛同することで、否認する場合は不採択となる。 |
| 散会 | その日の議事日程に記載された事件のすべての審議を議了（会議に付された事件のすべての審議を終了すること）し、その日の会議を閉じること。 |

# 議会で使う言葉

| さ行 | |
|---|---|
| 施政方針 | その年の第1回定例会初日に、市長が議案の提案理由と併せ翌年度の主要な施策について発表すること。 |
| 趣旨説明 | 議会に提出した案件について、提出の理由とその案件の主な内容を明らかにするために提出者が行う説明のこと。 |
| 招集 | 議会を開くために議員を一定の日時に一定の場所へ集合することを要求する行為をいい、この権限は市長にある。 |
| 上程 | 議事日程に組み入れ、議題として審議の対象とすること。 |
| 常任委員会 | 議会が一定の部門の当該地方公共団体の事務に関する調査および議案、陳情などの審査を行わせるために、条例で定めて常設する委員会のこと。 |

# 議会で使う言葉

| さ行 | |
|---|---|
| 条例定数 | 定数条例により定められた議員定数のことで、村上市の定数は２０人である。 |
| 除斥 | 議案を審議する際に、その議案と利害関係のある議員については公正な審議を行うため、審議に参加させない制度のこと。 |
| 審議 | 議会の会議で付議された事件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決するといった一連の過程のこと。 |
| 審査 | 委員会において、議会の議決の対象となる議案等の事件について論議し、一応の結論を出す一連の過程のこと。 |
| 政務活動費 | 議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、会派及び議員に対して交付されている。 |

# 議会で使う言葉

| さ行 | |
|---|---|
| 全員協議会 | 議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うことを目的として地方自治法の規定により、会議規則で定める協議の場のこと。構成員は全議員で、招集権者は議長である。 |
| **た行** | |
| 代表質問 | 議会に所属する会派を代表して、施政方針や予算などの議案について、市長（執行機関）に対し、質問し説明を求めること。 |
| 定例会 | 定期的に招集される議会のこと。 |
| 動議 | 主に会議の進行または手続において、議員から議会に、または委員から委員会に対してなされる提議のこと。議会または委員会の議決を経るべきものである。 |

# 議会で使う言葉

| た行 | |
|---|---|
| 討論 | 表決の前に、議題となっている案件に対して賛成か反対かの自己の意見を表明すること。単に賛否の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手を自己の意見に同調させることにその意義がある。 |
| 特別委員会 | 常任委員会のほかに、特定事件を審査するために設置された委員会のこと。 |
| **な行** | |
| 任期 | 選挙により選出された議員が、議員としての地位を有する期間をいい、その年限は4年である。 |
| **は行** | |
| 表決 | 議会の意思決定に個々の議員が参加するための手段で、議題に対し賛否の意思表示をし、それぞれ集計すること。 |

# 議会で使う言葉

| は行 | |
|---|---|
| 副議長 | 副議長は議員の中から選挙で選ばれ、議長に事故があった場合や欠けたときに、議長にかわって仕事をする。 |
| 付託 | 議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立って詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会などに審査を委託すること。 |
| 閉会中事務調査 | 各委員会で所管している事項について、必要な調査を閉会中に行うこと。 |
| 本会議 | 全議員で構成する議会の会議のこと。（定例会、臨時会） |
| **ら行** | |
| 臨時会 | 定例会のほかに、必要な特定の事件に限り審議するため、随時招集される議会のこと。 |